2026 年 1 月 23 日現在

2025 年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度，2025 年度全国統一模擬試験に誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げますとともに，下記のように訂正くださいますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
社会福祉士 解説書 44 頁	問題 32 解説 2	協会けんぽの保険料率は，地域の加入者の医療費に基づいて算出されるため都道府県単位で異なる。	協会けんぽの保険料率は，会社の所在地の協会けんぽの都道府県支部により保険料率が決定されるため，都道府県単位で異なる。事例文からは A さんが引っ越し先で，他県の企業に転職して協会けんぽに加入した事実は記載されていないため，保険料は同額となる。
	問題 32 解説 4	～自己負担割合が 2 割となるのは，未就学児と，65 歳から 74 歳の者（現役並み所得者は除く）である。	～自己負担割合が 2 割となるのは，未就学児と，70 歳から 74 歳の者（現役並み所得者は除く）である。
社会福祉士 解説書 47 頁 共通問題集 15 頁	問題 34 選択肢 5	休業補償給付は休業 1 日目から，休業 1 日につき給付基礎日額の 60%相当が支給される。	休業補償給付は休業 4 日目から，休業 1 日につき給付基礎日額の 60%相当が支給される。
社会福祉士 解説書 74 頁	問題 52 解説 4	都道府県知事が指定する専門医が診断を行うという規定はない。	身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づき都道府県知事の指定を受けた医師（15 条指定医師）に限る。
社会福祉士 解説書 146 頁	問題 100 解説 4	～また，生活保護受給者は対象とならない。	～また，生活保護受給者は原則として対象とならない。ただし、2025 年 4 月施行の生活困窮者自立支援法の改正により、生活保護法に定める特定被保護者（被保護者であり、その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者など）は家計相談支援事業の対象となる。
社会福祉士 解説書 135 頁	問題 92 Essential Point 表中	親族里親の主な要件・特徴： 研修受講も要件	親族里親の主な要件・特徴： 研修は義務づけられていない

◆共通（午前）問題 32 は，選択肢 2 を選んだ場合も正答となります。
◆共通（午前）問題 34 は，不適切問題として一律加点となります。

該当頁	該当箇所	誤	正
社会福祉士 解説書 157 頁	問題 106 解説 2	2 ×　～A さんの回復した能力や意志を尊重して検討すべき～。～あくまでも A さん自身で～	2 ×　～B さんの回復した能力や意志を尊重して検討すべき～。～あくまでも B さん自身で～
	問題 106 解説 3	3 ○　～面談などを通して A さんの要望を適切に汲み取り，～	3 ○　～面談などを通して B さんの要望を適切に汲み取り，～
	問題 106 解説 5	5 ×　～A さんが生活保護の～	5 ×　～B さんが生活保護の～
精神保健福祉士 解説書 24 頁	問題 20 Essential Point	その後，1995 年（平成 7 年）に，精神保健法が精神保健福祉士法に改正され，～	その後，1995 年（平成 7 年）に，精神保健法が精神保健福祉法に改正され，～

エムスリーエデュケーション株式会社
福祉教育カレッジ／模試編集グループ

※模擬試験の正誤情報は，福祉教育カレッジ HP にて最新の情報が公開されます。　https://www.m3e.jp/fukushi/